

農業協同組合法等の一部を改正する法律案要綱

一 農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区、森林組合、農林中央金庫その他の農業協同組合法、水産業協同組合法、土地改良法、森林組合法及び農林中央金庫法に規定する組織について、特定の政党のために利用してはならないこととする。

(第一条から第五条まで関係)

二 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)